

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法に定められた地域福祉の推進を目的としている公共性の高い民間の団体です。

近年、家族や地域のかたちに変化し、人間関係が希薄になる中、孤立化する人たちが、お互いが無関心な中で発生する都市型犯罪などの問題が明らかになっています。こうした課題には、行政によるサービスの提供だけではなく、地域に暮らす人どうしの支え合いが大切です。

朝霞社協は地域福祉を推進する中核的な団体として、『ともに生きる豊かな地域社会「あさか」の実現』を目指すことを使命として、地域の方々と一緒に活動しています。

社協会員って何？

社協会員とは、社協の活動に賛同いただき、資金面でサポートしていただいている方々のことです。



会員の区分

- 一般会員 年額 500円以上
- 賛助会員 年額 1,000円以上
- 特別会員 年額 5,000円以上

※2,000円を超える会費は税制上の優遇措置(所得控除・税額控除)の対象になります。
※500円未満のご協力も会費として活用させていただきます。

会員会費は朝霞市の地域福祉活動に大切に活用されています(例)

身近な居場所づくり



▲サロン「おたっしゃクラブ」

地域の身近な交流の場であるふれあい・いきいきサロンなどのボランティア団体へ支援を行っています。(R6年度43団体へ助成金交付)

支え合いの仕組みづくり



▲協力会員(ボランティア)の活動の様子(蛍光灯の交換)

“住民参加型”在宅福祉サービスあいはあと事業で、公的なサービスでは解決しにくいちょっとした困りごとのお手伝いをしています。(R6年度市内延べ118名利用)

福祉の心を育てる



▲車いす体験

小中学校の総合学習などで当事者講演や車いす体験などを行っています。(R6年度107回実施)

会費の納入方法

①職員がお伺いします。表面記載の連絡先までご連絡ください。

②社協事務局へご持参をお願いします。表面記載の窓口で受付いたします。

③お振込みいただけます。「朝霞社協 会員加入用振込用紙」でお振込みをお願いします。

※振込用紙がお手元に無い場合は、ご連絡ください。

↑の①～③のいずれかの方法をお願いします。その他、町内会・自治会を通じて協力くださる方は、町内会・自治会役員の方にご確認をお願いします。

朝霞市社会福祉協議会

会員募集!

みんなでつくる
「支え合いの心を育み、
誰もが地域でつながるまち」



お問い合わせ

社会福祉法人
朝霞市社会福祉協議会

〒351-8560 朝霞市大字浜崎 51-1
朝霞市総合福祉センター「はあとぴあ」内

TEL: 048(486)2485

(受付: 月～土 8:30～17:15)

FAX: 048(486)2418



メール



公式ホームページ



公式X

朝霞市社協マスコット

アーシャ♥るくるん

